16—01　ＰＵＤＴ

ひな形、見本又は証拠物件の返還手続

審判事件（拒絶査定不服審判を除く）、判定事件、特許（商標登録）異議申立事件及びこれらの再審事件に提出された「ひな形、見本又は証拠物件」の返還は以下のとおり行う。

１．返還の手続

ひな形、見本又は証拠物件の返還を受けようとする者（以下、「返還申出人」という。）は、その提出の際に返還の申出をしなければならない（特施規§15①、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）。

事件の確定後に返還の手続を行う。なお、事件の確定前は、原則として返還しないが、申出に合理的な理由があり、審理に影響の無い場合は、一時的に返還することができる。

（１）返還の申出があったとき

ア　事件が確定した後に、返還申出人に返還する旨の通知（様式１）をする。

イ　返還申出人は返還する旨の通知（様式１）を受けた日から３０日以内に、受取の手続をしなければならない（特施規§15②、実施規§23①、意施規§19①、商施規§22①）。手続をしないときは、特許庁で一定期間保管後、処分することができる。（→１．（２）ア．イ.）

ウ　返還申出人は、以下の受領方法を申し出る。

①特許庁において受領する方法（あらかじめ日時を定めて返還を行う）。

②郵便等により特許庁以外で受領する方法。

なお、ひな形、見本又は証拠物件が著しく大型であり、その梱包及び運搬のために特殊な取扱いが必要である場合等で、郵便等として取り扱うことが困難なときは、返還申出人に運送業者の手配をさせ、特許庁職員の立会いの上で、当該運送業者が梱包及び搬出を行う。

エ　返還申出人は、ひな形、見本又は証拠物件の受領後、領収書（様式２）を

電子メール等で提出する。

（２）事件の確定までに返還の申出がないとき

事件の確定後、ひな形、見本又は証拠物件を提出した者に返還の要否を確認する。

返還をするときは、上記１．（１）のとおり行い、返還不要のときは以下のとおりとする。

ア　記録に連綴してあるひな形、見本又は証拠物件は、そのままとする。

イ　記録に連綴することのできないひな形、見本又は証拠物件は、特許侵害業務室の保管庫に保管し、保管庫の収容能力等を斟酌の上、適宜、処分することができる。

（改訂 R5.12）

（訂正 R7.3）

様式１（例　請求人宛ての場合）

ひな形・見本・証拠物件返還通知書

令和　　年　　月　　日

特　許　庁　長　官

審判請求の番号　　無効○○○○－○○○○○○

(特許の番号)　　(特許第○○○○○○○号)

請求人　　○○○○　　様

代理人弁理士　　○○○○（外○名）　様

本件審判事件は確定しました。ひな形・見本・証拠物件の返還を希望される場合は本通知を受け取った日から３０日以内に以下の受取りの手続をしてください。

受取手続について

１. ひな形・見本・証拠物件を受領する方法を担当書記官に連絡してください。

特許庁で受領する場合は希望日時、特許庁以外で受領する場合はその旨を連絡してください。

(郵送の場合、郵送料分の切手を提出していただきます。)

２．ひな形・見本・証拠物件の受領後に領収書を電子メール等で提出してください。添付した領収書用紙を御利用ください。

※　審判課第○担当電子メール　　○○○@jpo. go. jp

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課第○担当　○○　○○

電話 03(3581)1101 内線 △△△△　　ファクシミリ　(　　)

様式２（例　特許庁長官宛ての場合）

ひな形・見本・証拠物件　受領書

令和　　年　　月　　日

特許庁長官　殿

１．審判番号　　無効○○○○－○○○○○○

２．返還申出人

住所　○○・・・・・・・・・・・・・○○

氏名　○○○○

３．代理人

住所　○○・・・・・・・・・・・・・○○

氏名　弁理士　○○○○

本事件における下記の物件を受領しました。

甲第○号証○○○○○のひな形（見本／証拠物件）１個